



## 逆有償の物の扱い

### 質 問

- ①相談者：産廃処理業者
- ②相談案件：逆有償の物の扱い
- ③相談内容：
  - ・ 輸送費＞買取価格の場合、現状の有姿で売却すると廃棄物に該当か？
  - ・ 不用物を解体後に、部品、素材として売却は中間処理の許可が必要か？

### 回 答

廃棄物进行处理する場合に、排出者の立場か、処理業者の立場かにより判断及び対応が異なる。

排出者が、ある不用物を有価で売却ならば売却の時点で廃棄物を卒業である。輸送費が売却価格を超えている場合でも、その物が有用性のあるものとして確実に活用されていれば、基本的には引き渡し時点で廃棄物を卒業となる。

(規制改革通知 17.3.25：事例 4.「ビールかすの製薬原料化」参照)

排出者が自社発生の不用物を売却目的で解体、選別することは自己処理となり中間処理業許可は不要。

同じ行為を処理業者（収集運搬業）が行うことは、他人の廃棄物の処理に該当し、処理基準違反となる。

廃棄物に該当するかどうかの判断基準は、有償売却かどうかだけではない。「その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価格の有無、及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」とされている。

